

議案第 7 8 号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
収 納 対 策 課	納税者の負担軽減及び的確な納税の履行の確保の観点から地方税の猶予制度を見直した地方税法の一部改正に伴い、納税者の申請による換価の猶予制度を創設する等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 27 年度税制改正において、国税の改正を踏まえ、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予制度が見直され、納税者の申請による換価の猶予制度の創設及び現行の猶予制度に係る分割納付の方法、担保の徴取基準等の一定事項について、地域の実情に応じて条例で定める旨、改正されたもの。</p> </div> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 三田市市税条例の一部改正</p> <p>ア 徴収猶予の見直し (H28. 4. 1 施行)</p> <p>(ア) 徴収猶予[納税者の申請] (第 8 条、第 9 条、第 13 条)</p> <p> 《要件》①災害、盗難、病気等、②事業の休廃止等、③賦課決定等の処分の遅延</p> <p> 《現行》①猶予期間は 1 年以内 (延長可、最大 2 年以内)</p> <p> ②新たな督促、延滞処分の禁止</p> <p> ③原則担保が必要 (50 万円以下の場合等は不要)</p> <p> 《見直》①～②同じ</p> <p> ③原則担保が必要 (100 万円以下又は 3 月以内の場合等は不要)</p> <p> ④資産・収入等の条例で定める資料提出 (困難な場合除く。)</p> <p> ⑤不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由含む。)</p> <p> ⑥申請に係る質問検査権の整備</p> <p>(イ) 換価の猶予[職権] (第 11 条、第 13 条)</p> <p> 《要件》次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき。</p> <p> ①事業継続・生活維持困難</p> <p> ②猶予することが徴収上有利</p> <p> 《現行》①猶予期間は 1 年以内 (延長可、最大 2 年以内)</p> <p> ②原則担保が必要 (50 万円以下の場合等は不要)</p> <p> 《見直》①同じ。</p> <p> ②原則担保が必要 (100 万円以下又は 3 月以内の場合等は不要)</p> <p> ③分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付方法)</p>

④資産・収入等の条例で定める資料提出

⑤不許可事由・取消事由の整備（条例で定める事由含む。）

(ウ) 換価の猶予[納税者の申請]第 12 条、第 13 条

《要件》一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に地方税の滞納がある場合その他条例で定める場合を除く。

申請期限：納期限から 6 月以内

イ その他の整備（第 31 条）（公布の日）

資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に満たない場合等法人税割の課税の特例に係る税率区分における資本金等を、法人事業税資本割に係る資本金等と同義とするための規定の整備

(2) 三田市市税条例の一部を改正する条例（公布の日）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法に規定する法人番号に係る規定の整備

ア 納付書・納入書（第 2 条） 法人番号を付さない

イ 市民税均等割の市内に事務所又は事業所を有する法人、市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないものへの申告書（第 36 条の 2） 法人番号を付す

ウ 所有家屋に対する補正の申出書（第 63 条の 2） 個人又は法人番号を付す

エ 軽自動車税の減免申請書（第 89 条） 個人番号を付す

オ 特別土地保有税の減免申請書（第 139 条の 3） 個人又は法人番号を付す

カ 鉱泉浴場の経営申請書（第 149 条） 個人又は法人番号を付す